

弁理士の役割

特 許 庁

(社) 発明協会アジア太平洋工業所有権センター

目 次

I.	特許	1
1.	序論	1
2.	弁理士の役割	2
3.	出願人との対話	3
(1)	出願人からのコンタクト	3
(2)	利益の衝突 (Conflict of Interest)	3
(3)	弁理士の責任	5
4.	調査	6
5.	特許出願の作成及び提出	6
(1)	必要書類	6
(2)	弁理士の任務	7
(3)	依頼書 (Order Letter)	8
6.	手続の遂行	8
(1)	方式事項に関する指令	8
(2)	実体的事項に関する指令	8
(3)	種々の手続の期限	10
1)	条約優先日	10
2)	6カ月の猶予期間	10
3)	審査請求	11
4)	補正	11
5)	指令に対する応答	11
6)	拒絶査定に対する不服申立て	11
7.	特許の維持及び権利行使	11
(1)	登録料	11
(2)	年金	12
(3)	特許に対する無効審判	12
(4)	特許権の行使	12
II.	商標	14
1.	序	14
2.	良い商標であるための条件	14
3.	商標調査	14
4.	商標登録の獲得	15
(1)	商標登録出願の手続 (先願主義の原則)	16

(2)	指令に対する応答	16
(3)	異議申立に対する防御	17
(4)	拒絶に対する不服申立て	18
5.	更新及び商品の書換（再分類）	18
(1)	更新	18
(2)	商品の書換（再分類）	18
6.	商標権の保護、権利行使及び防御	19
(1)	商標の普通名称化を防止すること	19
(2)	使用を中止している商標	19
7.	マドリッドプロトコルによる国際登録	19
8.	外国における商標	20
	資料1：日本における特許出願の流れ	21
	資料2：日本における弁理士制度の概要	22
	資料3：日本弁理士会の概要	27
	資料4：日本における弁理士の数	32
	資料5：弁理士会会員の分布状況	33
	資料6：弁理士試験受験志願者数及び合格者数	34
	資料7：日本における出願の傾向	35

I. 特 許

1. 序 論

日本における特許（知的財産）制度の発展をみると、弁理士は、出願人と特許庁の間に立って法律及び技術に係る産業財産権の問題について仲介的仕事をするにおいて非常に重要な役割を果たしてきたことが強調できよう。

弁理士は、特許及び商標事案を含むすべての産業財産権事案について特許庁に対して依頼人を代理することができ、また、特許庁の審決に対する不服について、知的財産高等裁判所又は最高裁判所に対しても依頼人を代理することができる。加えて、弁理士は、依頼人に、設計迂回や侵害を避けるためのアドバイスや知的財産権に関する包括的アドバイスを提供し、権利の侵害や有効性について鑑定をすることができる。弁理士は、侵害訴訟において、原告や被告を代理する弁護士に対する補佐人として、法廷に出廷できる。弁理士は、日本弁理士会（J P A A）及び日本弁護士連合会（J F B A）が1998年4月1日に工業所有権仲裁センター（現・日本知的財産仲裁センター）を開設して以来、仲裁人／調停人となることができる。また、弁理士はP C T国際出願及びマドリッド・プロトコル国際登録出願を扱うことができる。

ところで、わが国における弁理士制度はこの10年ほどの間に大きく改正されてきた。その社会的背景は、次のように言うことができる。

第一に、21世紀は、情報や知識が大きな付加価値を生み出す「知恵の時代」であり、知的創造活動を強化し、その成果を適切に保護することによって、日本の産業競争力の強化を図らなければならないという認識が急速に広まったこと、第二に、そのような状況の中で、知的財産制度の利用者が求める技術的専門性と法的知識を備えた法務サービスを強化することを産業界が強く求めるようになってきたことが、挙げられよう。

その結果、知的財産制度の人的基盤である弁理士制度の在り方が政府の審議会において広く審議され、その結果を踏まえて弁理士法が数次にわたって改正されてきた。すなわち、2000年に、時代の要請に対応することを目的として、弁理士法が全面改正され、幾つかの新しい業務が弁理士の業務に明示的に付加された。それは、税関に対する知的財産権に係る差止め手続の代理、指定仲裁機関に対する産業財産権、回路配置又は不正競争に係る裁判外紛争解決（ADR）手続の代理、及び知的財産権、回路配置又は技術上の秘密に係る諸々の契約締結の代理又は仲介である。

また、2002年の弁理士法一部改正により、弁理士は、一定の条件を満たせば、裁判所における侵害訴訟において、弁護士と一緒に依頼人を代理することができることとなり、2005年の一部改正により、弁理士のADR手続代理業務の対象となる

紛争に著作権に係る紛争が加えられた。

今日、日本においては、弁理士は、「知的創造サイクル」に積極的に関与することを強く求められている。「知的創造サイクル」とは、(1) 知的財産の創造（研究開発、発明）、(2) 知的財産権の取得（出願、権利取得）、及び(3) 取得した知的財産権の活用（実施、ライセンス供与、侵害の差止め、特許紛争の解決、等）の3つの局面からなり、(3) による収益を(1) のために投じて知的財産を再生産する、というサイクルである。

このサイクルの全局面において、技術的専門性と法的知識を備えた弁理士が積極的に関与し、その使命を果たさなければならない。伝統的には(2) の局面が弁理士の業務の中心であったところ、今日では、(1) 及び(3) の局面にも弁理士の技術的専門性及び法的知識が生かされることが強く望まれている。

なお、日本における“patent attorney”は、米国のpatent attorneyやpatent agentと同じではない。日本のpatent attorney“弁理士（ベンリシ）”に対応する適切な英語はない。しかし、本稿においては、便宜上、“patent attorney”という。なお、attorney-at-lawは日本において“弁護士（ベンゴシ）”と呼ばれ、知的財産権関連事件を含むすべての法律事項を扱うことができ、日本特許庁、裁判所又は前述した仲裁センターに対して依頼人を代理することもできる。

2. 弁理士の役割

弁理士の役割は、弁理士制度を持つすべての国において必ずしも同じではないが、共通していることは、弁理士が、出願人の側に立ち、その権利の確保及び保護について出願人を十分に支援する、ということである。端的に言えば、弁理士の役割は、依頼者の利益を最大限に実現するために尽力することにあると言えよう。

日本における弁理士の主要なプロフェッショナルな役割の一つは、日本特許庁に対して産業財産権の取得のための手続をすることである。

外国への出願については、日本の弁理士は、同様な仕事をするが、勿論、外国の特許庁に対する出願の提出及び手続遂行等は、それぞれの国における弁理士を通じてなされる。

弁理士は、依頼人からの様々な質問に対して答えることを期待されている。外国への出願については、弁理士は、どのような保護の取得が可能か、どの国に出願すべきか、いつまでに出願すべきか等々について、相談されるであろう。弁理士は、しばしば、外国への出願のために利用可能ないろいろなルートの一つを利用すべきかについてアドバイスをすることを求められる。

周知のように、今や特許関係では特許協力条約（PCT）ルート及び欧州特許条約

(EPC) ルートが、商標関係ではマドリッドプロトコル・ルート及び欧州共同体商標 (CTM) ルートがよく利用されるようになってきた。出願人は、これらのルートのいずれを利用すべきかについて、併せて考慮しなければならない。

3. 出願人との対話

(1) 出願人からのコンタクト

出願人から弁理士への最初のコンタクトは、出願人が特許出願をすることを望むときに起こる。このコンタクトがなされる前に、出願人は、通常、出願をすることを決めている。しかしながら、出願人は、当該発明について特許を取得することが可能かどうかを判断するために弁理士に相談することもある。このような場合においては、弁理士は、出願人が所有している先行技術を検討することを求められる。なお、発明者は、一般に、彼等が精通している技術分野においてのみ、熟達している。弁理士は、知的財産権法及び実務について幅広い知識を持ち、発明者や出願人のために、そのすべての分野並びにそこから得られる権利について、相談を受け、アドバイスする。

弁理士が日本への出願について海外の依頼人を代理する出願については、出願人からの最初のコンタクトは、出願の提出について依頼書を受ける時である。依頼書の受け取り後にどのような手続がされるかについては、後で述べる。

(2) 利益の衝突 (Conflict of Interest)

依頼人は、自己の出願を扱っている弁理士又は弁理士事務所が競合者の特許出願を扱うことを願わないし望まない。特許制度がある国ではどこでも、法又は倫理規則により、双方代理が禁じられ、したがって、無効審判、その他訴訟に関する手続のような当事者系事件においては、弁理士は、利益の衝突の関係にある当事者の双方を代理することはできない。

日本においては、利益の衝突については、2000年に改正された現行弁理士法第31条において次のように規定されている。

“第31条

弁理士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、3号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

- (1) 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- (2) (略)
- (3) 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件”
- (4)～(7) (略)

また、第32条は、次のように規定している。

“第32条

弁理士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、経済産業大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 1 戒告
- 2 2年以上の業務の全部又は一部の停止
- 3 業務の禁止”

これらの規定によれば、弁理士業務の拡大に伴い、依頼人の保護、弁理士業務の公共性、及び弁理士の品位保持の観点から、弁護士の場合に類似した厳しい視点の利益の衝突が規定されているといわれている。

第31条において“事件”という用語は、特許出願の提出のような手続を含むと解釈されており、したがって、審判の事件や裁判所の事件に限られない。

他方、特許法でも“事件”という用語は広い意味で用いられており、特許出願の提出も含んでいる。例えば、特許法の第17条は、“特許庁に手続をした者は、その事件が特許庁に係属している限り、その補正をすることができる。ただし、……”と規定している。したがって、“特許出願の提出”は、弁理士法の第31条第3号の“事件”に該当する。

第31条第3号の利益の衝突は弁理士の業務の遂行の間にしばしば起こり得る。例えば、特許や登録商標に関する無効審判や侵害訴訟のような当事者対立系の事件を弁理士が代理しており、同時にこの当事者対立系事件の他の当事者の特許出願又は商標登録出願を代理する場合、その弁理士の行為は、第31条第3号の利益の衝突に該当することとなる。したがって、第31条第3号の利益の衝突が生じることを避けるため、弁理士は、チェックリストを作成し、新しい事件を受任して手続を始める前に、利益の衝突がないことをチェックしなければならない。チェックリストの一例を示すと、次のようになる。

事件の種類	受任日	依頼人 (請求人・原告)	相手方	書類番号	登録番号	事件番号
無効審判						
異議申立						
取消審判						
侵害訴訟						
情報提供						

依頼人が被請求人／被告である場合のチェックリストについても同様なものが必要であろう。

この利益の衝突の問題が一旦生じると、弁理士は、それをどのように解決すべきかについて関係する当事者の一方又は双方と慎重な対話をする必要があるであろう。取り得る行動は、次のようになろう。

(a) 両当事者に利益の衝突の状況を説明し、衝突を生じさせた事件について、一方又は双方の代理から降りること。

(b) 後の当事者（後から来た依頼人）に衝突の状況を説明し、その事件について代理から降りるか、又はその当事者の意向に従い、その当事者のすべての依頼事件について代理から降りること。

出願に係る諸手続の遂行の途中で利益の衝突により一方又は双方の代理から降りる場合には、当然に、弁理士は、当事者が選ぶ新しい代理人への当該事件の円滑な移管についても協力しなければならない。

関係当事者が新しい弁理士の選択について知識がない場合には、降りようとする弁理士は、適当と思われる新しい弁理士を紹介することに協力すべきである。

(3) 弁理士の責任

弁理士が特許出願提出の指示を引き受けることを約束すると直ちに代理人としての責任が始まり、このことは、弁理士は、質の高い仕事を遂行しなければならないだけでなく、どのような状況のもとでもその出願を安全に維持し続けなければならないことを意味する。

外国の代理人を通じて海外から指示を受けた場合には、料金及び費用並びに請求書の決済について当該外国の代理人が責任を持つこととなる。ところで、弁理士は、不払いを理由として当該案件を放棄に至らせることが許されるであろうか？答えは、依

頼人の利益を保護するために可能なあらゆる手段をすべて尽くすまでは許されない、ということであり、このことは、当該案件が有効に維持され続けなければならないこと、弁理士は、指示をしてきた外国の代理人と、或いは場合に応じて依頼人と直接的に連絡を取り続けるためにあらゆる努力をしなければならないことを意味する。弁理士がそのような状況においてどのようにしてどのような時点で代理から降りることができるかは、状況によって異なる。

4. 調査

日本における多くの大きな会社は、有効でない出願をすることを避けるために、出願前に、会社の特許部により先行技術の調査を行う。小企業又は個人発明者は、十分な調査を行うことなく出願する傾向にある。何故なら、遺憾ながら、そのための費用が出願のための諸費用よりも通常かなり高いからである。

ところで、依頼人は、例えば、競合者の特許に対する無効審判の請求をする必要性等に直面したとき、先行技術を明らかにするため、しばしば、弁理士に調査することを求める。

見出だした関連先行技術を有効に使用し得る別の状況としては、“情報提供”と言われる手続がある。これにより、係属中の第三者の出願にクレームされた発明に特許性がないことを審査官に示すことができる。

調査を行うためには、我々は、日本の特許／特許出願については、知的財産電子図書館（IPDL：日本特許庁により無料でインターネットを介して提供されている検索データベース）、又はパテントオンライン情報システム（PATOLIS：商用検索データベース）をよく利用している。調査が外国の特許情報にも及ぶべき場合には、ダイアログ（DIALOG：商用データベース）や、esp@net（欧州特許庁により無料で提供されている特許データベースの欧州ネットワーク）などが有用である。

5. 特許出願の作成及び提出

（1）必要書類

日本では、現在では、出願時に委任状（代理権の証明書）の提出は不要となった。しかし、後の段階で、例えば、拒絶査定に対する審判を請求する場合等には委任状が依然として必要である。したがって、出願提出の依頼を受けた時に委任状を入手しておくことが望ましい。なお、日本では、委任状には公証は不要である。

通常の場合は委任状のみで十分であるが、出願人の名称からのみでは出願人が法人

かそうでないかが明らかでないの特許庁が判断した場合には、公証された法人証明書の提出が必要となる。

重要な他の提出書類として、条約優先権を主張するための“原出願の認証謄本”がある。法定の期間（16カ月）内にこの書類が提出されない場合には、条約優先権は、失われる。したがって、出願が条約優先権を主張するものである場合には、できるだけ早い時点で出願人が当該特許庁に認証謄本を要求することが必要である。

なお、日本特許庁とヨーロッパ特許庁の間で数年前になされた合意により、ヨーロッパ特許出願を基礎出願とする優先権主張の場合は、当該ヨーロッパ特許出願の認証謄本の提出は不要となった。これは、歓迎すべきことである。また、同様に、韓国特許出願に基づく優先権主張の場合、認証謄本を提出することは必要でなくなった。

海外の特許庁に対してする出願については、弁理士は、その国で要求される公式書類を出願人が作成するのを支援する。したがって、弁理士は、様々な国における出願に関する要件について、常に最新の情報を持っていなければならない。

（2）弁理士の任務

出願書類作成の段階において最も重要な弁理士のプロフェッショナルな任務は、出願人が最も広い特許保護を得ることができる明細書、クレーム及び図面を作成することである。弁理士の任務は、発明者のアイデアを容易に理解できる特許用語を用いて適切に記述することであり、発明の説明及びクレームがすべての法的要件を満たすようにすることである。

出願人は、弁理士に対して、いかなる秘密の情報も、それが漏れ又は悪用されることを恐れることなしに話し又は開示することができる。何故なら、弁理士は、弁理士法により、業務遂行の過程で知得するに至った情報を秘密に保つよう、厳しく義務づけられているからである。

これにより、出願人及び弁理士間の通信は、特典を与えられ、弁理士は、訴訟においても、秘密の情報の開示の要求や請求から守られている。弁理士法における関係規定は第30条、第77条及び第80条であり、それらの規定は、次のとおりである。

第30条

弁理士又は弁理士であった者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第77条

弁理士若しくは特許業務法人の使用人その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、第4条から第6条の2までの業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第80条

(1) 第30条又は第77条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(2) 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(3) 依頼書 (Order Letter)

弁理士が日本特許庁に対する出願について海外の依頼人を代理する場合には、通常の場合は、郵送により、明細書及びクレーム (通常、英語で)、図面、委任状その他の書類を伴った依頼書を受け取る。

日本の弁理士が適時に出願を提出することができるためには、依頼書に次の情報を含ませることが重要である。

- a. 発明の名称
- b. 発明者の完全な氏名及び住所
- c. 出願人の完全な氏名又は名称及び住所又は居所
- d. 出願人の国籍
- e. 出願人が法人の場合には、出願人の代表者 (委任状への署名)
- f. 条約優先権出願の場合には、基礎出願の日及び番号、並びにそれが提出された国
- g. 共同出願の場合で持分を定めている場合には、その持分

6. 手続の遂行

手続の遂行は、特許庁に対する種々の書類の提出、特許庁からの諸通知の受領からなり、出願の提出から始まる。

(1) 方式事項に関する指令

この種の指令が発せられた場合には、弁理士は、適切な書類を提出するための期間が30日と短かく、かつ期間延長ができないので、速やかに依頼人に知らせなければならない。

(2) 実体的事項に関する指令

弁理士は、出願の拒絶の理由を示した指令を受け取った場合には、出願人又は発明者からの広範な協力を必要とする。

弁理士は、指令を受け取ったとき、まず指令を点検し、次いで、それを速やかに出

願人に報告し、次の点について指示を受けなければならない。

- a. 意見書を提出するかどうか。提出するのであれば、どのような意見を述べるか。
- b. 拒絶の理由を解消するために明細書、クレーム又は図面に対する補正書、又は関連資料を提出するかどうか。提出するのであれば、どのような補正書又は資料が必要か。
- c. 分割出願をするかどうか。するのであれば、どのクレームについてするか。

日本の審査官が出願を拒絶する指令を発するのに用いる一般的理由は、次のようなものである。

- a. 公知の刊行物による新規性の欠如（第29条(1)(iii)）
- b. “容易に想到できたこと”、すなわち、進歩性の欠如（第29条(2)）
- c. 先願におけるクレーム発明と同一（第39条）
- d. 先願において開示されていること（第29条の2）
- e. 記載に不備があること（第36条）、
- f. 単一性の欠如（第37条）

最初の二つの理由、すなわち、公知の刊行物に基づく新規性及び進歩性の否定に対処するうえでは、弁理士がどのように指令を報告すべきかについて、出願人の指示に異なった二つの型がある。一方では、出願人は、審査官が引用した先行技術の内容を検討せずに指令について報告することを求め、他方では、出願人は、弁理士が当該先行技術を検討し、指令について報告する時に弁理士が提供できる実体に関するコメントを付すことを求める。前者の取扱いの態様は、出願人又は発明者がクレームされた発明と審査官が引用した先行技術との間の相違を分析し得る最善の立場にあるため、より経済的と言えよう。実際、この態様は、経済的な理由により、より一般的である。しかしながら、指令に関するコメント、補正案、又は意見書案を求める依頼人もいる。

いずれにしても、弁理士は、強調すべき相違が発明の目的に関連していなければならないことに留意して、発明者又は出願人の考えを、効果的に意見書及び／又は補正書に取り入れるべき立場にある。先行技術を超える特徴がその時点でのクレームからは明かでない場合には、その特徴をより明らかにするようにクレームを補正することを考慮することが常に望まれる。

係属中の先願におけるクレーム又は開示に基づく拒絶に対応するには、弁理士は、出願人に、拒絶を解消するためにはどのようにクレームを補正すべきかについて、ある程度具体的な指針を提供することができる。通常、出願人は、意見を述べるとともにクレームの補正をしなければならないが、時には、当該出願においてクレームされている発明と引用された先願においてクレームされている発明との相違を明らかにする意見書のみで十分なこともある。

明細書やクレームの記載における不備に基づく拒絶に関しては、弁理士は、それがどのように解消され得るかについてコメントすることが求められる。審査官の拒絶、及びその拒絶を解消するためにすべき補正の性質を明らかにし又は確認するため、弁理士と出願人との間でのやりとりが、しばしば、必要になる。

時には、拒絶の趣旨を確かめるために審査官に面談することが必要となることもあり、この面では特許庁は弁理士と協力し、面談を奨励している。

単一性の欠如による拒絶は、クレームの補正又は分割出願の提出により、解消することができる。

出願が審査官により最終的に拒絶された場合には、弁理士は、審査官の拒絶の査定に対する不服の申立てにとして出願人がさらにどのような手続をすることができるかについてコメントを付して報告する。審査官の当該査定に対する不服の申立ては、特許庁の審判官に審理される。審判官の決定に不服の場合には、東京高裁に出訴することができる。東京高裁の判決に対する不服申立ては、問題が法律事項に係る場合には、最終的に最高裁にすることができる。これらの申立てのすべてにおいて、日本の弁理士は、最高裁の段階まで出願人を代理することができる。

特許出願の一般的処理の流れは、別紙資料1に示すとおりである。

(3) 種々の手続の期限

弁理士の最も重要な任務の一つは、必要な手続のすべてを確実に適時に行うことである。

期限を順守しなければならない、かつ弁理士と出願人が、普通の場合多くのやりとりをする手続の例を以下に述べる。

1) 条約優先日

日本の弁理士が日本の国内の依頼人のために外国に条約出願をする場合、及び海外の依頼人のために日本で条約出願をする場合の両方において、条約による12カ月の期間を確実に守らなければならない。関連して、出願人は優先日から16カ月以内にさらに基礎出願の認証謄本を提出しなければならない。

対照的に、国際事務局に基礎出願の認証謄本が既に提出されているPCT出願が国内段階に移行する場合には、勿論、移行の際に認証謄本を提出する必要はない。

2) 6カ月の猶予期間

日本においては、出願人自身による発明の公表の後で有効な出願をするためには、6カ月の猶予期間がある。これは、出願時にその旨主張しなければならない。そして、公表の写しを出願日から30日以内に提出しなければならない。この手続が適切に行われない限り出願は有効にはなし得ない。

この6カ月の猶予期間は、出願人が上述の条件及び手続を満たさなければならない

ので日本に独特のようであり、したがって、この猶予期間は、米国特許法における1年の猶予期間とは区別されなければならない。

3) 審査請求

特許出願の審査請求は、日本における実際の出願日から3年以内にしなければならない。特許庁が審査請求の提出日及び出願日の両方を出願の審査の順序を決めるのに利用していることを理解すべきである。

審査請求をするための期限を管理するために、多くの弁理士は、コンピュータ記録システムを利用する。弁理士は、依頼人から適時の指示を受けるまで、何度かの催促をする必要がある。出願が放棄になるようにさせないことが弁理士の義務であるからである。

4) 補正

日本において、以前は、出願人は、明細書、クレーム及び図面の補正については、かなり限られた時又は期間にしかできなかったが、1994年の特許法改正により、1995年7月1日以後にされた出願については、出願人は、最初の指令に応答することができる期間内であればいつでも補正できることとなった。ただし、いわゆる“新規事項”の導入は厳しく排除される。補正は、出願当初の明細書、クレーム又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

また、その後においても、最後の指令を受けた場合にはその指令に応答するために認められた期間内に、及び拒絶査定不服審判を請求する場合には請求の日から30日以内に補正をすることができるが、いずれの場合も、補正は、クレームの削除、クレームの減縮、誤記の訂正、及び不明瞭な記載の釈明に限られる。

5) 指令に対する応答

方式要件に関する指令については、指令の郵送日から30日以内に応答しなければならない。出願の実体に関する指令については、指令の郵送日から60日以内に応答しなければならない。この期間は、外国からの出願については3カ月であり、必要な翻訳に時間を要する場合には、請求により1ヶ月ずつ最高3回まで延長することができる。

6) 拒絶査定に対する不服申立て

出願が最終的に拒絶された場合には、出願人は、拒絶査定の送達から30日以内に特許庁の審判部に不服申立てをすることができる。この期間は、外国からの出願については、さらに60日付加される。

7. 特許の維持及び権利行使

(1) 登録料

特許出願についての手続は、特許の登録で終わる。特許査定が出された場合には、

弁理士にとって重要な義務がある。弁理士は、直ちに、これについて依頼人に報告する一方、特許査定を送達から30日以内に最初の3年間の年金を登録料として特許庁に納付しなければならない。登録料を納付しなければならない期間が全く短いので、弁理士は、依頼人から別段の指示を受けていない限り、依頼人からの納付の指示を待つことなく、納付する。

(2) 年金

登録料について上記(1)に述べた弁理士の義務は、4年目以降の年金の納付についても一般的に当てはまる。4年目以降の年金は、特許を有効に維持し続けるために必要である。しかし、弁理士の義務及び責任の点において、登録料の納付と年金の納付との間には、一つの違いがある。それは、依頼人は、年金の納付を当該出願を続けた弁理士に必ずしも依頼せず、コンピュータ・リマインダー・システムを利用して年金納付を専門的に扱う会社を利用することがあるということである。

(3) 特許に対する無効審判

特許無効審判は、いつでも、特許の消滅後であっても、請求できる。なお、下記の(4)を参照されたい。

(注：日本において、かつて採用されていた付与後異議申立制度は、2004年に廃止された。)

(4) 特許権の行使

特許権の行使又は特許権の行使に対する防御の準備には、弁理士のアドバイスと支援が必要となる。侵害訴訟は、弁護士を、また、弁護士を支援する技術専門家として弁理士も必要とする。

日本では、侵害訴訟における防御として直接的に特許の無効を主張することはできない。被告のとり得る唯一の途は、日本特許庁に特許無効審判を請求することである。(特許権者は、特許無効審判を請求された場合において、当該特許のクレーム、詳細な説明又は図面を訂正することを請求できる。)

しかしながら、そのような状況は、最高裁のキルビー判決(最高裁第3小法廷、1998(オ)第364号、2000年4月11日、テキサスインスツルメント社対富士通：発明者ジャック・キルビーの名に因んでキルビー事件と言われる。)以降、変わった。キルビー事件判決において、最高裁は、差止め請求及び損害賠償請求は、請求が無効理由を有する特許に基づく以上、権利の乱用を構成し、認められない、とした。

この最高裁判決以来、裁判所が無効の問題を扱う事件が増えてきており、このこと

は、日本の特許訴訟事情がその点において米国の事情に似てきたことを意味する。したがって、両当事者は、日本特許庁に対する無効手続と並行して、侵害訴訟における無効の問題に意を致すべきであろう。

II. 商標

1. 序

商標に関する弁理士の役割は、基本的には特許におけるそれと同じである。この章では、商標に特有の問題について具体的に触れながら説明したい。

2. 良い商標であるための条件

まず、商標は、記憶しやすく、良い印象を持ち、需要者に良いイメージを与えるものでなければならない。次に、商標は、自他識別力を有すると共に、他人の商標に類似しないことが求められる。

最も良い商標は、完全な造語からなる商標、例えば、「CANON」、「CASIO」である。その次に良い商標は、商品の内容や出所を直接的に説明するのではなく、暗示的に示す商標、例えば、ファクシミリ装置についての「TELECOPIER」である。この商標は、遠隔通信システムにより文書コピーを作成する機械であることを暗示する。他の例としては、「TELECOPIER」と同じ商品について「PANAFAX」を挙げることができる。この商標は、直ちに商品の出所を想起させることができる。何故なら、パナソニック株式会社は、接頭語PANAを有する多数の商標、例えば、「PANASONIC」、「PANAFILE」、「PANARACER」等々を所有しているため、「PANAFAX」は、その商品がパナソニック株式会社により製造されているというイメージを生み出すのである。

3. 商標調査

商標を決定するために、商標調査を行って専門的知識に基づいた見解を提供することを、依頼される場面が多い。日本には、他国において行われているような公的機関による調査のシステムはない。

文字商標については、日本国特許庁が特許電子図書館を通じて提供しているオンライン調査システムか、他の民間企業のシステムを使用している。

商標調査を行うためには、弁理士は、次の点に留意しなければならない。

- (i) 調査対象である商標を使用することになる商品の性質、特性及び用途を理解しなければならない。

特に、その商品が極めて新しく、かつ従来、類似の商品がなかったような場合には、その商品について十分な注意を払わなければならない。そうでないと、

その商品が該当する商品区分とは異なる区分を調査することとなり、結局、無用な調査をすることになる。

ある依頼人の商標について説明しよう。1968年当時、ファクシミリ装置は、まだ一般には馴染みがなく、日本国特許庁が発行していた商標登録のための商品分類にも掲載されていなかった。調査依頼を受けて、その装置が旧日本分類第11類（電気通信機械器具）に属するのか第9類（事務用機械）に属するのか検討のうえ、第11類で調査を行った。この商品が旧日本分類第11類に属することは、後になって確認された。

(ii) 調査対象である商標が記述的であるか否か、又はその商品について業界で普通に使用されているか、検討しなければならない。

記述的商標は、特定の者に専有されるべきではないから、登録されない。候補として二つの商標、「C O P I F A C S」と「P A N A F A X」について調査を行うよう依頼されたが、「C O P I F A C S」は、識別力が乏しいと判断した。

(iii) 調査対象である商標と同一又は類似するため抵触を起こす恐れがある商標の有無について慎重にチェックしなければならない。

この作業が商標調査において最も困難な作業であり、深い経験と専門的知識が必要とされる。

このような調査の結果、日本国内で使用する商標として“P A N A F A X”が採択された。

4. 商標登録の獲得

商標を決定した場合には、それを登録するために、日本国特許庁に商標登録出願をしなければならない。日本では、商標権は登録に基づいてのみ発生する。商標登録することにより商標は容易に保護されるが、他方、未登録周知商標は、不正競争防止法に基づいて、第三者による混同を招くような類似商標の使用を防止することができるに過ぎない。

このように、商標登録を獲得することは、依頼者にとって非常に重要であり、そのため、商標に携わる弁理士にとっては、商標登録を獲得するための手続が最も重要な仕事となる。

商標登録制度が日本に導入されて以来、500万件を超える商標が登録されている。2007年には、約13万件の商標登録出願がされ、9万6千件以上が商標登録されている。そのうち、約70%は弁理士が代理して出願されている。

このように、残る約30%は、弁理士が代理しないで出願されたものである。商標法

は、弁理士が代理することなく、本人が直接出願することを許容している。このことは、中小企業や個人にとっては経費を安くする点では有利ではあるが、出願人は専門知識や経験を欠くというデメリットを、比較考量しなければならない。

(1) 商標登録出願の手続（先願主義の原則）

商標登録を受けることができる者は、最初に商標登録出願をした者であって、商標を最初に使用した者ではない。したがって、商標を日本で使用しようとする場合には、出願をできるだけ早く行うことが商標登録出願人にとって望ましいことであり、弁理士は出願手続を速やかに行わなければならない。

(2) 指令に対する応答

商標登録出願は、2000年からはインターネット又はオンラインで出願されるのが通常であり、出願番号は速やかに付与される。方式要件に関する指令に対する応答期間は30日であり、延期することはできない。出願人が指令に対して適時に十分かつ的確に応答しなければ、出願は無効となる。

方式審査を通過した商標登録出願は、商標法第 3条に規定する識別性と商標法第 4条に規定する他人の権利との抵触、商品・役務の指定内容について審査が行われる。

日本では、以前には、一つの区分の全商品を指定して出願することが可能であったため、前述の「PANA FAX」の場合には、指定商品を“文書の写真コピーを作成するための送受信機及びその他の日本旧第11類に属する全商品”として登録出願を行った。

今日では、商標の使用をしようとする実際の商品・役務を具体的に特定しなければならない。ある区分において多数の商品・役務を指定するために、例えば”その他本類に属する商品”のような省略した記載をすることは認められない。なお、一出願で複数の区分を指定することは可能である。

“PANA FAX”の登録出願に対して非常に典型的な次の二つの指令を受けた。

(i) 識別性の欠如

指令において、「PAN」は“all、comprising、又はof”の意味を有し、また、「FAX」は“facsimile”の分かりやすい省略形であるから、この出願に係る商標は、特定商品について記述的であり、その結果、商品の質を普通の方法で表示する標章のみから構成されていると示された。

識別性を欠くという審査官の見解に対して、強力な意見書を提出した。この出願では審査官の拒絶理由を撤回させることに成功したが、一般的に言えば、識別性を欠くことを理由とする拒絶理由について、その商標が日本において永

年広範に使用されたことにより二次的意味を獲得していることを立証できない限り、意見書を提出することで克服することは困難である。

(ii)他人の先行商標との抵触

審査官は、「PANA F A X」が、その登録出願より前に電気材料について登録された「PANA F F A S S」と類似・混同すると判断した。

この第二の拒絶理由に対しては、“及びその他の日本旧第11類に属する全商品”という表示を削除して指定商品の範囲を限定した。日本国特許庁編の“審査基準”によると、“電気通信機械器具”と“電気材料”とは相互に非類似の商品である。

引用された先行商標が、正当な理由なく継続して3年以上日本国内において商標権者又は使用権者のいずれによっても指定商品・役務について使用されていない場合には、先行商標という拒絶理由を解消するために、不使用取消審判を請求することが可能である。被請求人は、自己の商標登録が取消されることを回避するためには、日本国特許庁審判廷において使用の事実を証明しなければならない。

このような拒絶理由を克服するために、特定の商品・役務を削除したり、類似性について意見書で争うことに代えて、先行権利者の同意書を提出しても、審査官を説得する法的効果はない。

日本国商標法では、“同意書”について規定がないことに注目されたい。これは、基本的には、日本においては、商品の出所に関する商標権者の個人的利益より、一般需要者の保護をより重視すべきである、という考え方に由来する。加えて、審査官が引用する商標は、出願に係る商標と混同を生じるほどに類似する商標に限られることが原則であり、そこには引用される商標の商標権者の主観的見解を考慮する余地はないからである。

ところで、商標登録出願人は、同じ事案に関して外国でなされた抵触に関する判断を提出することで日本国特許庁が指令を再考することを期待できるだろうか。

いや、それは効果がない。日本国特許庁は、日本では日本語のみが広く公に使用されているという事実を照らして、商標の類似・非類似は、外国での判断からは独立して決定しなければならないという立場に立っている。このような状況であるので、出願人は、自分の商標に使用される文字が日本語においてどのように発音されるかという点に留意すべきである。

(3) 異議申立に対する防御

商標登録出願が審査を通過して登録されると、この登録商標は商標公報により公示

される。第三者は、公報発行の日から2カ月以内に、登録商標に対して異議申立を行なうことができる。異議期間2カ月は、延期することは絶対にできない。審判官は、商標登録の取消しをしようとするときは、その理由が商標権者に通知され、商標権者には意見書を提出する機会を与えられる。

審判官が取り消すべきものと結論すると、取消決定がなされる。逆に、決定が異議申立人に不利である場合、異議申立人には決定を争う途はない。しかし、異議申立人は、別途、新たに無効又は取消の審判を日本国特許庁に請求することは可能である。

(4) 拒絶に対する不服申立て

商標登録出願に対する拒絶査定に不服である出願人は、拒絶査定の日から90日以内に日本国特許庁に審判を請求することができる。審判の決定に不服の場合には、120日以内に知的財産高等裁判所に出訴することができる。(これらの期間は、外国の出願人に対するものであり、国内の出願人に対しては30日しか与えられていない。)

5. 更新及び商品の書換(再分類)

(1) 更新

商標登録は、登録日から10年間有効である。登録商標の所有者は、満了日の前6ヶ月間は所定の登録料を納付することにより、また、満了後6ヶ月間は所定の割増登録料を納付することで、10年間、何度でも更新登録をすることができる。なお、使用は要件とされない。

(2) 商品の書換(再分類)

日本では、1992年に国際分類を採用するまで、国内分類が採用されていた。旧国内分類により登録された商標は、国際分類に適合するよう指定商品を書換(再分類)することができる。この手続は、商標権の存続期間満了日前6ヶ月から満了後12ヶ月までの18ヶ月の期間内に行わなければならない。書換(再分類)の手続は、更新登録とは別個の独立した手続である。更新手続を行う者は、必ず書換(再分類)も行う必要があるわけではない。更新手続のみ行い書換(再分類)を行わないと、商標権は更新後10年間は有効であるが、それ以降は更新することができなくなる。

旧国内分類で1区分のみ指定していた商標登録について、当初の指定商品を拡大しない範囲で国際分類の複数の区分に書換(再分類)することができる。国際分類の複数の区分に書換(再分類)した場合、複数の区分を指定する1つの商標登録となる。同一商標について同一登録日の複数の商標登録を所有している場合であっても、書換(再分類)により1つの商標登録に併合することはできない。

6. 商標権の保護、権利行使及び防御

商標が登録され、使用されると、商標権者及び弁理士は、次の事項に留意しなければならない。

(1) 商標の普通名称化を防止すること

ある商品が非常に新しい場合には、その商標が普通名称になってしまうことがある。非常に有名な例としては「ESCALATOR」を挙げることができる。また、ファクシミリ装置についてのゼロックス社の商標「TELECOPIER」に非常に興味が持たれる。この「TELECOPIER」は、世界中で、あたかもそれが普通名称であるかのごとくしばしば使われているからである。

例えば、「XXXXXは登録商標です。」という内容の広告を行うことは、普通名称になる可能性がある商標の所有者にとっては有益である。また、弁理士は、登録商標をあたかも普通名称であるかのように使用している者に対して警告状を送付して、その商標は登録がされているものであるから、不注意に使用すべきでない点に注意を喚起すべきである。

(2) 使用を中止している商標

登録商標が、正当な理由なく継続して3年以上日本国内において商標権者又は使用権者のいずれによっても指定商品・役務について使用されていない場合には、その登録商標は取消される危険性にさらされることになる。商標登録が存続している限り、いつでも取消審判を日本国特許庁に請求することができる。

7. マドリッドプロトコルによる国際登録

日本は2000年 3月に商標の国際登録に関するマドリッドプロトコルに加盟した。このため、マドリッドプロトコルの適用を受けることができる海外の者は、日本で商標の保護を取得するために、従来の伝統的な日本国内出願ルートに加えて、マドリッドプロトコルによる国際登録ルートを選択することができる。WIPOから日本を指定した国際登録の通知を受けると、日本国特許庁は審査を行い、日本で保護を認めるか否かを決定する。日本を指定する国際登録の出願人は、日本国特許庁が発した暫定拒絶通報の日から3ヶ月以内に、日本の弁理士を介して応答することができる。

8. 外国における商標

我々の経験では、日本の大企業は、重要な商標については、世界の 180 を超える国及び領域において出願することがあり、その数は国連加盟国の数に匹敵する。

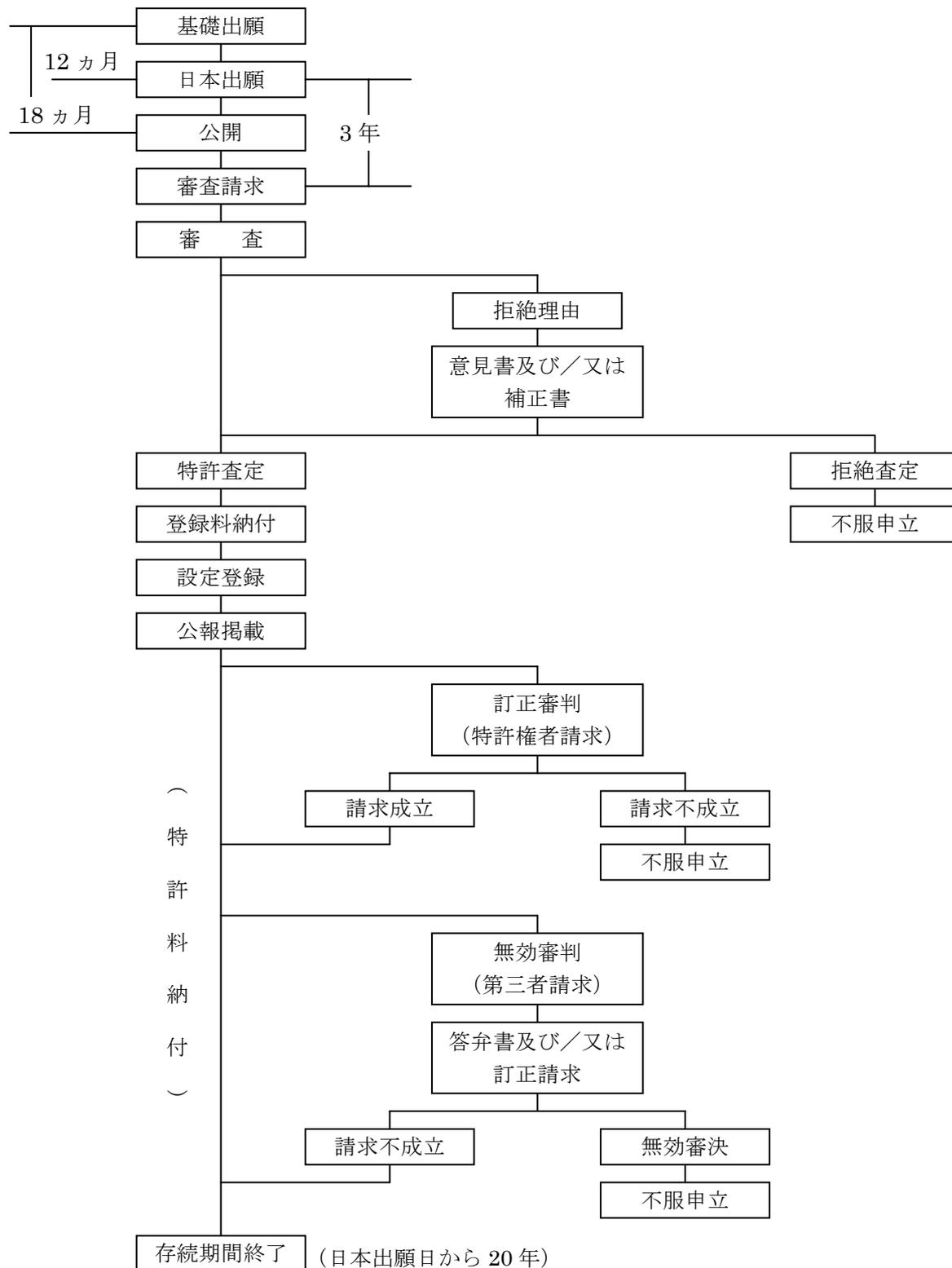
外国における弁理士業務は、原則として、外国からの依頼人に対して日本で行う弁理士業務と同じである。すなわち、商標調査、出願手続、適切な使用のアドバイス、侵害又は模倣行為に対する対抗策としての鑑定その他は、共通するものである。しかし、われわれが直接、外国に商標登録出願をすることは、法的にも実際的にも不可能である。マドリッドプロトコルにより、外国を指定して国際登録を行うことは可能であるが、他の国における拒絶通報に応答するには弁理士を委任しなければならない。したがって、われわれにとって、知識が豊富で熟達した外国の弁理士を起用することが極めて重要であり、海外資格者と密接な関係を維持しなければならない。

言うまでもないが、我々は、商標権の保護のために、できる限り詳しく法律制度を理解しなければならない。皆さんもお気付きのように、日本の商標制度は、皆さんの国のそれとは幾分異なっている。

なお、従来は、多くの国において「実際の使用事実」が商標権の維持及び保護のために必要であったため、「実際の使用事実」を証明することで困難に直面することがあった。しかし、これに関しては、多くの国が T R I P S 協定に従うようになったことにより、大幅に軽減されることが期待される。

最後に、商標に関連したさまざまな法律を理解することが、外国に関する法律相談や弁理士業務のために非常に有益であることを付言したい。

日本における特許出願の流れ



(注 1) PCTルートの出願については、審査請求期間及び存続期間は国際出願日から起算される。また、翻訳文が国内公表される。

(注 2) 訂正審判は、いったん無効審判が特許庁に係属すると、その審決が確定するまでの間は、請求することができない(若干の例外あり)。

日本における弁理士制度の概要

1. 沿革

- 1885年 最初の特許に関する法律「専売特許条例」が施行された。
- 1899年 最初の特許専門職の登録に関する法律「特許代理業者登録規則」が施行された。138名の特許代理業者が登録された。
- 1909年 1899年の「特許代理業者登録規則」が廃止され、「特許弁理士令」が施行された。
- 1922年 1909年の「特許弁理士令」が廃止され、「弁理士法」が施行された。弁理士会が設立された。
- 1948年 弁理士法が一部改正され、弁理士に審決取消訴訟における訴訟代理人の地位が与えられた。
- 1960年 弁理士法が一部改正され、弁理士の登録業務が特許庁から弁理士会に移管された。
- 1978年 P C Tが発効した。弁理士法が一部改正され、国際出願の代理が弁理士の業務に加えられた。
- 1979年 弁理士会研修所が設立された。
- 1996年 弁理士会中央知的財産研究所が設立された。
- 1998年 弁理士会と日本弁護士連合会との共同により工業所有権仲裁センター（現、日本知的財産仲裁センター）が設立された。
- 1999年 弁理士会は弁理士制度 100周年記念式典を挙行了した。弁理士会知的財産支援センターが設立された。
- 2000年 日本がマドリッド・プロトコルに加盟した。弁理士法が一部改正され、マドリッド・プロトコル国際登録出願の代理が弁理士の業務に加えられた。
弁理士法の全面改正がなされ、公布された。新弁理士法は、一部を除き、2001年1月6日から施行された。
- 2003年 2002年の弁理士法一部改正により、民事訴訟手続に関する特別の研修を受講した結果を確認する所定の試験に合格することを条件として、弁理士に知的財産権侵害訴訟において代理人として行動する資格があたえられることとなった。
- 2005年 弁理士法の一部改正により、弁理士のADR代理業務の対象となる紛争に著作権に関する紛争が加えられた。

2. 弁理士法の概要

1) 2000年改正

弁理士法は、その制定以来約80年を経て全面的に改正された。改正法は2000年4月26日に公布され、極く一部を除き、2001年1月6日から施行された。

改正の目的は、時代の要請に応じて、国民に対する弁理士の業務の向上、及び規制改革による競争の促進を図ることにあつた。

改正の主要点は、次のとおりである。

- (1) 弁理士の業務範囲の改善
 - 1) ユーザーニーズに対応した弁理士の知的財産専門サービスの拡大
 - 2) 弁理士の独占業務の一部開放
- (2) 弁理士人口の増大に向けた弁理士試験制度の改革
- (3) 総合的弁理士業務の提供に資するための弁理士事務所の法人化の容認

2) 2002年改正

改正の目的は、知的財産を専門とする弁理士により提供される紛争解決業務を強化すべしとする知的財産界からの要望に応えるため、弁理士に、侵害訴訟において代理する権限を与えることにあつた。

改正の主要点は、次のとおりである。

- (1) この権限は、地底財産侵害訴訟手続の代理に関する所定の試験に合格した弁理士に与えられる。
- (2) 権限を与えられた弁理士は、弁護士と一緒に裁判所において侵害訴訟における依頼人を代理することができる。(この弁理士は、改正前における、補佐人として弁護士と一緒に行動するのみ弁理士とは異なる。) 裁判所が認めれば、この弁理士は、単独で裁判所に出廷することができる。

3. 弁理士の業務

法のもと、弁理士の業務は次のとおりである。

- (1) 特許庁に対する、特許、実用新案、意匠、商標、PCT国際出願又はマドリッ

ド・プロトコル国際登録出願に関する手続についての代理

(2) 経済産業大臣に対する、特許、実用新案、意匠又は商標に係わる異議申立て又は裁定に関する手続についての代理

(3) 上記(1)及び(2)にいう手続に係わる事項に関する鑑定その他の事務

(4) 税関長又は財務大臣に対する、特許、実用新案、意匠又は商標の権利者が輸出入を差し止めるために取る手続についての代理

(注) 2000年改正により、新しく導入された。2007年改正により、輸出入者側の代理業務が追加された。

(5) 経済産業大臣が指定する仲裁機関に対する、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、又は特定不正競争に関する仲裁事件の手続(これに伴う和解の手続を含む)についての代理

(注) 2000年改正により、新しく導入された。2005年改正により、特定の著作物が追加された。

(6) 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、実施権許諾契約その他の契約の締結の代理若しくは仲介、又はこれらに関する相談

(注) 2000年改正により、新しく導入された。

(7) 特許、実用新案、意匠、商標、PCT国際出願、マドリッド・プロトコル国際登録出願、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすること

(注) 2000年改正により、「回路配置又は特定不正競争に関する事項」が新しく導入された。

(8) 特許庁審判部のなした決定又は審決に対する訴訟に関して訴訟代理人となること

(注) 1948年以来、認められている。

(9) 特定の侵害訴訟における当事者の代理

ただし、特定の試験に合格し、その旨の登録をした弁理士であって、弁護士が受任している事件についてのみ、認められる。

(注) 2002年改正により、新しく導入された。

他方、例えば、特許料又は登録料の納付、証明又は閲覧の請求、特許権等の登録における変更の請求、特許権等に関する実施許諾等の登録の請求又は使用許諾の登録の請求のように、2000年改正前の弁理士法のもとで弁理士の業務に含まれていたが比較的専門性の低い形式的業務が弁理士以外の者に開放された。

4. 弁理士の資格

法のもと、弁理士となる資格を有するためには、次のいずれかに該当するとともに、所定の実務修習を終了していなければならない。

- 1) 弁理士試験に合格していること。
- 2) 弁護士となる資格を有していること。
- 3) 特許庁において審判官又は審査官として 7年以上審判又は審査の事務に従事していること。

(注) かつて要件であった (i)日本国民又は容認された国の国籍を有する者であること、及び(ii)国内に住所を有することは、2000年改正により削除された。また、所定の実務修習の終了が2008年10月から要件となった。

5. 弁理士試験

法のもと、弁理士試験は、次のものからなる。

- 1) 短答式筆記試験 (択一式を含む)
産業財産権四法、産業財産権に関する条約、著作権法、及び不正競争防止法について行われる。
- 2) 論文式筆記試験
産業財産権四法、及び所定の技術又は法律に関する科目から選択する 1 科目について、短答式筆記試験の合格者に対して行われる。
- 3) 口述試験
産業財産権四法について、論文式筆記試験の合格者に対して行われる。

(注)

1. 2000年改正により、論文式筆記試験及び口述試験の対象科目が減じられた一方、短答式筆記試験の対象科目に著作権法及び不正競争防止法が加えられた。
2. 論文式筆記試験における選択 1 科目に関しては、特定の技術又は法律に関する国家資格を有する者については免除される。
3. 改正前の規定のもとで登録された弁理士は、著作権法、不正競争防止法、その他の前述「3. 弁理士の業務」の(4)、(5)及び(6)にいう業務に必要な事項について日本弁理士会が行う研修を受けなければならない。

6. 弁理士事務所の法人化

2000年改正により、弁理士が特許業務法人を設立することが認められた。

現規定によると、二人以上の弁理士が共同して特許業務法人（以下、「法人」という）を設立することができる。

法人の経営責任者である社員は、弁理士でなければならない。

法人の名称には、特許業務法人の文字を使用しなければならない。

法人は、その社員となろうとする弁理士が共同して定めた定款を有していなければならない。

法人は、上記「3. 弁理士の業務」の（1）、（2）、（3）、（7）及び（8）にいう業務を行うほか、定款で定めるところにより、その（4）、（5）及び（6）の業務の全部又は一部を行うことができる。

法人は、登記をしなければならない。

法人は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記簿の謄本及び定款を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

法人は、弁理士を雇用することができる。

法人は、弁理士でない者にその業務を行わせてはならない。

日本弁理士会の概要

日本弁理士会は、弁理士法に基づき大正11年（1922）5月に設立された弁理士に関するわが国唯一の公益法人である。

弁理士は、明治32年（1899）7月1日施行の特許代理業者登録規則をもってその始まりとし、わが国の弁理士制度は100年を超える歴史がある。

弁理士になるためには、弁理士法に定める国家試験に合格するなど厳しい資格審査が行われる。資格を与えられた者は、日本弁理士会に登録して初めて弁理士となるので、弁理士はすべて日本弁理士会の会員である。

弁理士業務は最新技術と法律に関係することから、日本弁理士会は、弁理士の品位を保持し、業務の改善進歩を図るための指導と連絡を行うことを目的として、内部に研修所を設け、会員研修を継続的に行い、会員の研鑽と能力の向上を図っている。

また、各種委員会を設け、産業財産権制度の研究や普及活動を行い、産業財産権法の改正点や審査基準について調査研究し所轄官庁に建議をするなど、多様な活動を行っている。

このほか、特許庁との産業財産権制度の運用に関する協議や、諸外国の弁理士会との連絡も日本弁理士会における活動の中で重要なものとなっている。

このように、日本弁理士会は産業財産権の業務を通じて産業の発展、公正な取引制度の確立に寄与し、豊かな未来づくりに幅広く貢献している。

日本弁理士会については、弁理士法の第7章において基本的な規定が置かれているので、それを以下に示すこととする。

弁理士法 第7章 日本弁理士会

（設立、目的及び法人格）

第56条 弁理士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて1個の日本弁理士会（以下この章において「弁理士会」という。）を設立しなければならない。

2 弁理士会は、弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3 弁理士会は、法人とする。

(会 則)

第57条 弁理士会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 入会及び退会に関する規定
- 三 会員の種別及びその権利義務に関する規定
- 四 役員に関する規定
- 五 会議に関する規定
- 六 支部に関する規定
- 七 弁理士の登録に関する規定
- 八 登録審査会に関する規定
- 九 会員の品位保持に関する規定
- 十 会員の研修に関する規定
- 十一 実務修習に関する規定
- 十二 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定
- 十三 弁理士会及び会員に関する情報の提供に関する規定
- 十四 会費に関する規定
- 十五 会計及び資産に関する規定
- 十六 事務局に関する規定
- 十七 その他弁理士会の目的を達成するために必要な規定

2 会則の制定又は変更（政令で定める重要な事項に係る変更に限る。）は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(支 部)

第58条 弁理士会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる。

(登 記)

第59条 弁理士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(入会及び退会)

第60条 弁理士及び特許業務法人は、当然、弁理士会の会員となり、弁理士がその登録を抹消されたとき及び特許業務法人が解散したときは、当然、弁理士会を退会する。

(弁理士の退会処分)

第61条 弁理士会は、経済産業大臣の認可を受けて、弁理士の秩序又は信用を害するおそれのある会員を退会させることができる。

(会則を守る義務)

第62条 会員は、弁理士の会則を守らなければならない。

(役員)

第63条 弁理士会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。

2 会長は、弁理士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 役員は、会則又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(総会)

第64条 弁理士会は、毎年、定期総会を開かななければならない。

2 弁理士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

(総会の決議を必要とする事項)

第65条 弁理士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

(総会の決議等の報告)

第66条 弁理士会は、総会の決議並びに役員就任及び退任を特許庁長官に報告しなければならない。

(紛議の調停)

第67条 弁理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

(建議及び答申)

第68条 弁理士会は、弁理士に係る業務又は制度について、経済産業大臣又は特許庁長官に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(懲戒事由に該当する事実の報告)

第69条 弁理士会は、その会員に第32条又は第54条の規定に該当する事実があると認めるときは、経済産業大臣に対し、その事実を報告するものとする。

2 第33条第2項の規定は、前項の報告があった場合について準用する。

(登録審査会)

第70条 弁理士会に、登録審査会を置く。

2 登録審査会は、弁理士会の請求により、第19条第1項の規定による登録の拒否、第23条第1項の規定による登録の取消し又は第25条第1項の規定による登録の抹消について必要な審査を行うものとする。

3 登録審査会は、会長及び委員4人をもって組織する。

4 会長は、弁理士会の会長をもってこれに充てる。

5 委員は、会長が、経済産業大臣の承認を受けて、弁理士、弁理士に係る行政事務に従事する経済産業省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、登録審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(報告及び検査)

- 第71条 経済産業大臣は、弁理士の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、弁理士会に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に弁理士の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(総会の決議の取消し及び役員解任)

- 第72条 経済産業大臣は、弁理士会の総会の決議又は役員が法令又は弁理士会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議の取消し又は役員解任を命ずることができる。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

- 第73条 (略)

(経済産業省令への委任)

- 第74条 (略)

日本における弁理士の数

年	新規登録 弁理士数	登録弁理士 総数	年	新規登録 弁理士数	登録弁理士 総数
1931	249	2,838	1971	92	1,821
32	222	3,092	72	137	1,927
33	260	3,318	73	147	2,037
34	258	3,557	74	113	2,112
35	301	3,836	75	132	2,200
1936	312	4,113	1976	143	2,293
37	319	4,389	77	127	2,370
38	261	2,604	78	110	2,410
39	180	2,672	79	121	2,476
40	115	2,693	80	118	2,536
1941	76	2,683	1981	114	2,586
42	44	2,594	82	118	2,653
43	29	2,081	83	144	2,733
44	15	1,828	84	122	2,815
45	3	1,690	85	141	2,900
1946	61	1,289	1986	120	2,947
47	67	1,238	87	155	3,048
48	51	1,178	88	138	3,131
49	47	1,029	89	144	3,224
50	43	1,026	90	174	3,342
1951	35	929	1991	145	3,436
52	42	936	92	150	3,529
53	32	926	93	162	3,634
54	38	931	94	136	3,704
55	50	940	95	153	3,795
1956	49	965	1996	172	3,916
57	53	983	97	172	4,011
58	51	1,014	98	182	4,102
59	82	1,070	99	233	4,278
60	83	1,089	2000	303	4,503
1961	64	1,122	01	353	4,776
62	62	1,155	02	424	5,121
63	102	1,223	03	529	5,548
64	107	1,297	04	559	6,002
65	90	1,348	05	665	6,552
1966	105	1,425	2006	642	7,061
67	150	1,536	07	637	7,571
68	89	1,598			
69	123	1,687			
70	101	1,763			

(注) 登録弁理士総数は、各年の年末における総登録数である。

(資料) 特許庁・特許行政年次報告書

弁理士会会員の分布状況

2008年11月30日現在

1.	会員数	7,809人	6.	就業形態	
	男性	6,859人		特許事務所経営	2,258人
	女性	950人		特許事務所勤務	2,661人
	(特許業務法人数 102法人)			特許事務所共同経	738人
				会社勤務	1,374人
2.	年齢			法律事務所勤務	51人
	20代	254人		特許業務法人経営	257人
	30代	2,268人		特許業務法人勤務	378人
	40代	1,885人		弁護士法人経営	15
	50代	1,357人		弁護士法人勤務	13
	60代	1,364人		その他	64人
	70代	512人	7.	就業事務所の弁理士数規模	
	80代	139人		弁理士	
	90代	30人		1名	2,376事務所
3.	最終学歴			2名	524事務所
	文科系	1,674人		3-5名	410事務所
	理科系	6,016人		6-9名	112事務所
	その他	117人		10-19	64事務所
				20-29	13事務所
4.	資格取得別			30-39	5事務所
	弁理士試験	6,733人		40-59	8事務所
	特許庁資格者	678人		60-	5事務所
	弁護士	381人	8.	付記弁理士数	1,995人
	銓衡試験	15人		男性	1,746人
	その他	2人		女性	249人
5.	地域別				
	関東	5,426人			
	(うち東京)	4,564人)			
	近畿	1,627人			
	(うち大阪)	1,246人)			
	東海	500人			
	その他				
	国内	222人			
	国外	34人			

(資料) 日本弁理士会・J P A Aジャーナル

弁理士試験受験志願者数及び合格者数

年度	志願者数	合格者数	年度	志願者数	合格者数
1950	43	9	1980	3,042	82
51	72	6	81	3,100	77
52	96	12	82	3,023	77
53	77	11	83	3,007	83
54	164	12	84	3,104	84
1955	271	19	1985	2,937	76
56	301	26	86	2,872	84
57	342	33	87	2,933	86
58	495	43	88	2,856	93
59	493	27	89	2,976	96
1960	497	56	1990	3,099	101
61	571	27	91	3,217	96
62	655	68	92	3,279	100
63	729	63	93	3,727	111
64	985	48	94	3,999	113
1965	1,073	51	1995	4,177	116
66	1,329	49	96	4,390	120
67	1,417	47	97	4,564	135
68	1,844	49	98	4,650	146
69	2,138	48	99	5,002	211
1970	2,366	49	2000	5,531	255
71	2,507	65	01	5,963	315
72	2,918	84	02	7,176	466
73	2,852	81	03	8,569	550
74	2,802	84	04	9,642	633
1975	2,912	84	2005	9,863	711
76	3,022	91	06	10,060	635
77	3,205	91	07	9,865	613
78	3,237	88	08	10,494	574
79	3,144	87			

(資料) 特許庁・特許行政年次報告書

日本における出願の傾向

年	総出願数	弁理士代理出願総数/ 総出願数 (%)	特許出願数	実用新案 出願数	意匠出願数	商標出願数
1975	548,200 (404,440)	73.8	159,821 (133,826)	180,600 (134,139)	52,250 (33,402)	155,469 (103,073)
1980	565,587 (451,086)	79.8	191,020 (167,852)	191,785 (155,112)	55,631 (35,517)	127,151 (92,605)
1985	724,593 (591,196)	81.6	302,995 (272,651)	204,815 (168,893)	55,237 (35,861)	161,546 (113,791)
1990	721,900 (598,293)	82.9	367,590 (331,209)	138,294 (111,967)	44,290 (30,291)	171,726 (124,826)
1995	603,857 (485,648)	80.4	369,215 (318,243)	14,886 (10,124)	40,067 (26,995)	179,689 (130,286)
1996	619,049 (495,937)	80.1	376,615 (322,858)	14,082 (9,315)	40,192 (25,993)	188,160 (137,771)
1997	576,601 (466,658)	80.9	391,572 (337,762)	12,048 (8,059)	39,865 (25,926)	133,116 (94,911)
1998	564,670 (454,461)	80.5	401,932 (346,497)	10,917 (7,139)	39,352 (24,969)	112,469 (75,856)
1999	575,167 (460,741)	80.1	405,655 (347,237)	10,283 (6,705)	37,368 (24,741)	121,861 (82,058)
2000	628,041 (501,245)	79.8	436,865 (373,989)	9,587 (6,375)	38,496 (25,064)	143,093 (95,817)
2001	605,450 (490,076)	80.9	439,175 (378,399)	8,806 (5,756)	39,423 (26,512)	118,046 (79,409)
2002	579,013 (469,871)	81.2	421,044 (364,345)	8,602 (5,532)	37,230 (25,165)	112,137 (74,829)
2003	578,519 (467,042)	80.7	413,092 (357,721)	8,169 (5,347)	39,267 (25,866)	117,991 (78,108)
2004	593,506 (484,490)	81.6	423,081 (371,550)	7,986 (5,280)	40,756 (27,597)	121,683 (80,063)
2005	603,506 (495,901)	82.2	427,078 (379,283)	11,367 (7,388)	39,254 (26,291)	125,807 (82,939)
2006	580,346 (482,109)	83.1	408,674 (367,578)	10,965 (7,195)	36,724 (24,855)	123,983 (82,481)
2007	574,076 (479,025)	83.4	396,291 (358,279)	10,315 (6,786)	36,544 (25,389)	130,926 (88,571)

(注) 括弧内は弁理士代理による出願数

(資料) 特許庁・特許行政年次報告書

特 許 庁

©2009

執筆協力：特許業務法人 浅村特許事務所
所長 弁理士 浅 村 皓